

三鷹市導入促進基本計画

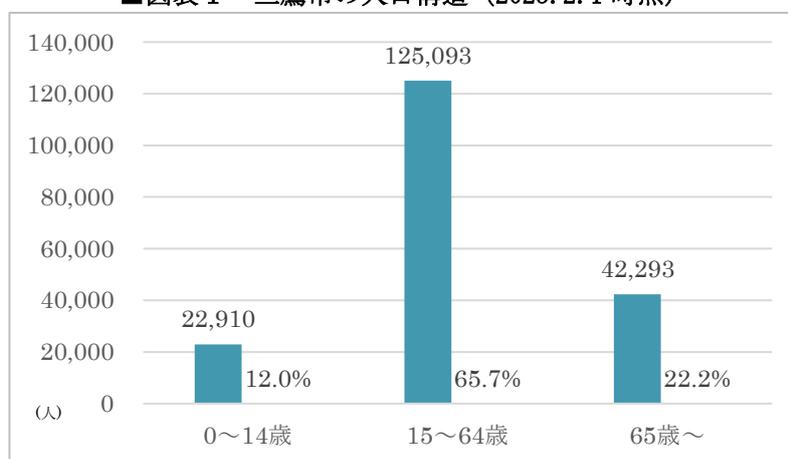
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口

当市の人口は、令和7年2月1日現在、190,296人となっており、現在も微増傾向にある。その構造は、年少人口が12%、生産年齢人口が65.7%、高齢人口が22.2%となっており（図表1）、今後、少子高齢化が進展し、2050年には市内人口のおよそ28.1%が高齢者となる見込みである（図表2）。生産年齢人口については、2020年時点と比較して、2050年時点では5%ほどの減少を見込んでいる。

■図表1 三鷹市の人口構造（2025.2.1時点）



出典：市民部市民課資料「年齢別人口報告書」

■図表2 三鷹市の人口構造の推移予測（令和5年推計）



出典：国立社会保障人口問題研究所

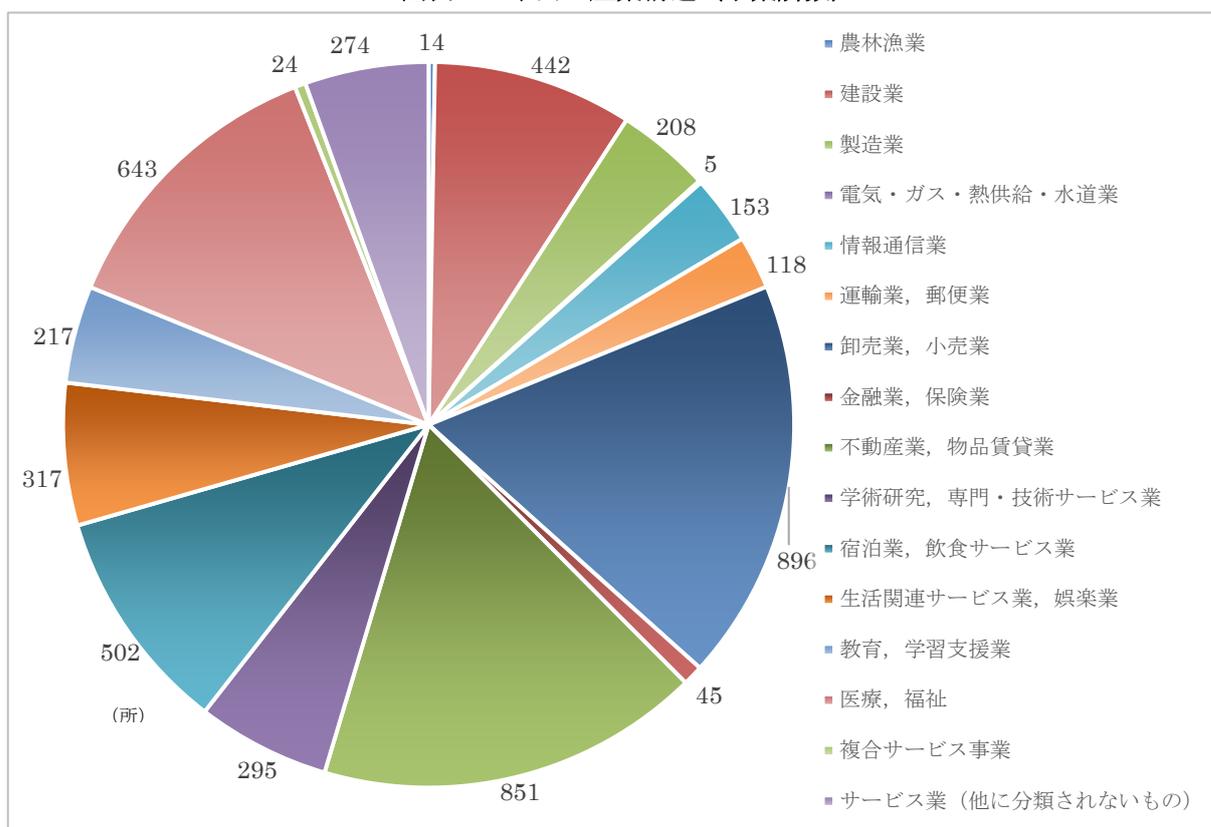
イ 産業構造及び実態

当市の産業構造は多様な業種により支えられ、第一次産業、第二次産業のほか、特に第三次産業を中心とした都市型の産業構造となっている（図表3）。これまで当市は、都市型産業の誘致や、製造業等ものづくり産業への工場の立地継続支援を行うとともに、情報通信業等の小規模事業者を中心とした新たな産業の創出と新事業へ進出する事業者への支援を行ってきた。

市内事業所及び従業者数の推移としては、平成18年以降、好景気の影響で減少から増加に転じたが、平成20年に発生したリーマン・ショックによる世界的な金融危機に伴う景気後退により、平成21年から24年にかけて大きく減少した。その後、平成24年から26年にかけては微増傾向にあったが、平成28年にかけて減少した。平成28年から令和3年にかけては、事業所数は横ばいだが、市内従業者数は増加傾向となっている（図表4）。

業種別にみると、小売業や製造業等は年々減少傾向にあり、他の産業分類では、医療福祉が増加傾向にある（図表5）。小売業や製造業等の事業所の減少は、少子高齢化の進展による後継者不足のほか、特に製造業については用途地域等による土地利用上の制限による操業継続困難等が背景となっている。

■図表3 市内の産業構造（事業所数）



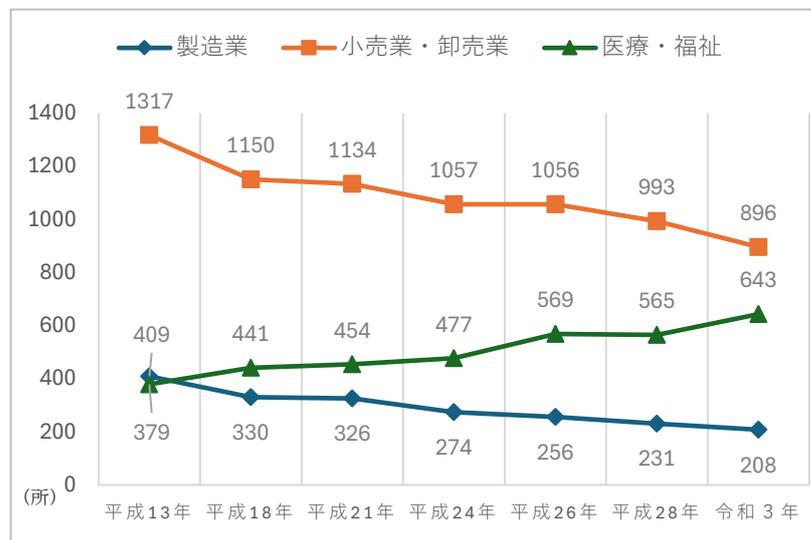
出典：令和3年「経済センサス活動調査」

■図表4 市内の従業者・事業所数推移



出典：令和3年「経済センサス活動調査」

■図表5 市内の製造業・小売業卸売業・医療福祉の事業所数推移



出典：平成21年、26年「経済センサス基礎調査」
 平成24年、28年及び令和3年「経済センサス活動調査」
 平成18年「事業所・企業統計調査」

(2) 目標

当市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画の策定にあたり、以下の3点の実現を目指す。

- ア 後継者不足等の課題に対応すべく、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることによって、人手不足に対応した事業基盤の構築を図ること。
- イ 今後当市の中小企業が持続的に発展するよう、競争力を強化すること。
- ウ 「三鷹市版働き方改革」を推進し、従業者一人ひとりがライフ・ワーク・バランスのとれた生活を実現すること。

以上3点の実現のため、市内中小企業の労働生産性を高めていく必要がある。当市における目標は、国の同意から2年間の先端設備等導入計画の認定件数を合計で20件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が策定される事業者の労働生産性(※)が年平均3%以上向上することを目標とする。

(※) 営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)で除したものの。

2 先端設備等の種類

三鷹市の産業は多様な業種に支えられ、これらの産業で広く事業者の労働生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画において対象とする先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める設備を対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市は、市内全域が市街化区域であり、全域に渡り住環境と産業が共生している都市である。広く事業者の労働生産性の向上を実現する観点から、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、幅広い業種によって支えられ、第一次産業、第二次産業のほか、特に第三次産業を中心とした都市型の産業構造である。これらの事業者を対象に、広く労働生産性の向上を実現するため、全産業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画に同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画に基づき先端設備等の導入の促進を図る上で、以下の点に配慮する。

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 先端設備等導入計画の認定については、市税を完納していることを要件とする。